

役員等報酬規程

社会福祉法人北丹後福祉会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北丹後福祉会定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」をいう）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等に対する報酬は、支給しないものとする
ただし、理事長については、職務執行の対価として、月額3万円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人の業務を行う場合は、一律5,000円の費用を弁償する。
ただし、役員等が、当法人の職員を兼務している場合は支給しない。
2 交通費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年6月14日一部改正
3. 令和7年6月13日一部改正
この規程は、令和7年4月1日より遡及して施行する。